### 新上五島町パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定め、町の施策の 形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積 極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資するこ とを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の政策に関する基本的な計画等(以下「計画等」という。)の策定に当たり、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を町民に公表し、公表したものに対する町民からの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

(実施機関)

第3条 この要綱に基づきパブリックコメントを実施する機関(以下「実施機関」という。)は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長とする。

(対象)

- 第4条 パブリックコメントの対象となる計画等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 町の政策に関する基本的な計画
  - (2) 町の基本的な制度を定める条例
  - (3) 広く町民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並び に分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか実施機関が必要と認めるもの

2 前項各号に掲げるもののほか、制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨に照らし、パブリックコメントを実施することが適当なものについては、その実施に 努めるものとする。

### (対象の適用除外)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメントを実施しないことができる。
  - (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
  - (2) 政策等の策定に当たり、附属機関の裁量の余地がないと認められる場合
  - (3) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメントに準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定する場合

### (意見提出者)

- 第6条 この要綱に基づき意見を提出することができる者は、次に掲げるものとする。
  - (1) 町内に住所を有する者
  - (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 町内の学校に在学する者
  - (5) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者

#### (実施時期)

第7条 実施機関は、計画等を決定する前に相当の期間を設けて、その案を公表し、 町民の意見を求めるものとする。

### (案等の公表)

第8条 計画等の案を公表するときは、案そのもの又は案の内容を明確に示すものにより行うものとする。この場合において、案のほかに関係する資料等を併せて公表するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により公表する案又は資料(以下「案等」という。)の情報が膨大 なときは、その概要及び情報のすべてを知り得る方法を公表するものとする。
- 3 案等の公表は、次に掲げる方法を活用し、町民が容易に入手できるようにする ものとする。
  - (1) 実施機関の事務所での閲覧
  - (2) 広報しんかみごとうへの掲載
  - (3) 新上五島町ホームページへの掲載
  - (4) その他の適当と認める方法

### (意見の提出期間及び方法)

- 第9条 意見の提出期間は、案等を公表した日からおおむね1箇月間とし、案等の 公表時に提出期限を明示するものとする。
- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる 方法とするものとする。
- 3 意見を提出する者は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、 名称及び代表者名とする。)を記載するものとする。

### (意見の取扱)

- 第10条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、提出された意見が、新上五島町情報公開条例(平成16年8月1日条例第21号)第8条に規定する非公開情報に該当するものは除く。
  - (1) 提出された意見の内容
  - (2) 提出された意見に対する町の考え方
  - (3) 計画等の案の修正を行った場合はその内容
- 3 前項に規定する公表は、原則として、第8条第3項に規定する方法によるものとする。

# (実施状況の公開)

第11条 町長は、各年度において各実施機関におけるパブリックコメントの実施 状況(第5条の規定に基づきパブリックコメント手続を実施せずに策定した計画 等の状況を含む。)を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

### 新上五島町パブリックコメント実施要綱の説明

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定め、町の施策の形成過程 における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進 し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

#### 【説明】

この制度の目的は、町の施策案等を公表する機会を設け、町民の様々な意見や提言を募集し、寄せられた意見等を町の施策づくりに積極的に反映させ町民との協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

また、寄せられた意見に対する町の考え方もあわせて公表していくことで、町民に対する「応答義務(説明責任)」を果たし、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものです。

#### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の政策に関する基本的な計画等 (以下「計画等」という。)の策定に当たり、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な 事項を町民に公表し、公表したものに対する町民からの意見を考慮して意思決定を行うと ともに、意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

#### 【説明】

「パブリックコメント」とは、「パブリック=公衆」、「コメント=意見」を意味し、 総務省(当時、総務庁)行政評価局が平成11年4月に、「規制の設定又は改廃に係る意 見提出手続(いわゆるパブリックコメント手続)」を実施して以来、現在、多くの地方自 治体において、同様の制度を実施しています。

#### (実施機関)

第3条 この要綱に基づきパブリックコメントを実施する機関(以下「実施機関」という。) は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員 会及び消防長とする。

### 【説明】

パブリックコメントを実施する必要がある町の執行機関を想定し、実施機関を定めたものです。なお、議会は、執行機関ではありませんので実施機関に含まないものとします。

### (対象)

第4条 パブリックコメントの対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の政策に関する基本的な計画
- (2) 町の基本的な制度を定める条例
- (3) 広く町民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項各号に掲げるもののほか、制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨に照らし、パブリックコメントを実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。

### 【説明】

施策等をパブリックコメントの対象とするか否かは、実施機関が当要綱の主旨に基づいて判断するとともに、その判断の説明責任を負うこととします。

{実務的には、計画等策定担当課が、パブリックコメントの対象の適否及び公表の内容(計画素案、計画概要版、参考資料等)について町長までの決裁を経て決定し、第8条 案等の公表 第11条 意見の取扱い の一連の手続きを行うこととします。}

全ての施策等を対象とすることは、行政の効率上の観点から問題があるため、町の基本的な方向性を定める施策等、町民生活又は事業活動に重大な影響を与える施策等を限定してこの制度を実施します。

「町の政策に関する基本的な計画の策定」とは、 総合計画 総合計画を支える主な個別計画及びこれらに準ずる計画等 全町を対象として将来の町の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想計画、指針等その名称は問わないものとします。

具体的な例としては、「総合計画」「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域防災計画」「農業振興基本計画」「次世代育成支援対策行動計画」「都市計画」(全体構想)「障害者計画」などの計画がありますがこれらの計画を新しく策定、改定しようとする場合は対象となります。

「町の基本的な制度を定める条例」とは、 基本条例、行政手続条例などのように町 政全般についての理念や基本方針等を定めるものをいいます。

「広く町民に義務を課し、又は権利を制限する条例」は、地方自治法第14条第2項に基づく条例を指します。広く町民等に適用され、町民等の権利義務に影響を与える条例が該当します。

具体的な例としては、「 しなければならない」という義務を課したり、あるいは、 「 してはならない」と行為を制限するもので、「自転車等の放置の防止に関する条例」 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」などの条例がありますが、これらの条例などを新しく策定、改廃しようとする場合は対象となります。

「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」とは、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収のほか、国民健康保険料や介護保険料などの保険料や保育料などの法令に基づく各種負担金、加入金や過料なども含め、すべての金銭徴収に関するものです。町民に義務を課すものの中でも金銭を求める場合は、その現実的で切実な負担感が先立ち、とかく反対の意見表示のみに偏りがちであり、案の賛否ではなく建設的な意見を期待するパブリックコメント手続になじみません。選挙権を有する者から普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求ができることを定めた地方自治法74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例の制定又は改廃は、その対象とされないことの趣旨も参考にしました。

### \*地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

#### \*地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

### (対象の適用除外)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメントを実施しないことができる。
  - (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
  - (2) 政策等の策定に当たり、行政の裁量の余地がないと認められる場合
  - (3) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメントに準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定する場合

### 【説明】

「緊急を要するもの」は、当要綱に規定する手続きの実施に係る時間の経過等により、 その効果が損なわれるなどの理由でこの手続きを実施する暇がないものをいい「軽微なも の」は、大幅な改定又は基本的な事項の改定を伴わないものをいいます。

「行政の裁量の余地のないもの」は、国、県などの上位施策等との整合を図るため、策 定に関して町の裁量の余地が少ないものをいいます。

実施機関が附属機関等の答申等に基づいて施策等を立案する際、附属機関等で既にこの制度に準じた手続きを経ている場合は、同様の手続きを繰り返すことは行政効率の観点から好ましくないため、実施機関はパブリックコメント手続きを実施せず意思決定を行えることとします。

### (意見提出者)

- 第6条 この要綱に基づき意見を提出することができる者は、次に掲げるものとする。
  - (1) 町内に住所を有する者
  - (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 町内の学校に在学する者
  - (5) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者

### 【説明】

この制度の対象となる事案について、幅広い多様な意見を得るため、この制度に基づき 意見を提出できる者の範囲について定めたものです。 パブリックコメントの対象とする事案が、必ずしも「町内に住所を有する」個人に係わる事案だけではなく、法人や団体、町内の企業等に勤務する者などに係わる事項も想定されることから事案によっては幅広い多様な意見を求めるため1号から5号までに掲げた者を「意見を提出できる者」と定めるものです。

#### (実施時期)

第7条 実施機関は、計画等を決定する前に相当の期間を設けて、その案を公表し、町民の意見を求めるものとする。

### 【説明】

実施機関がパブリックコメントを実施する時期は、施策等の案の意思決定の期限などを考慮し、寄せられた意見等を十分可能な段階に実施します。

### (案等の公表)

- 第8条 計画等の案を公表するときは、案そのもの又は案の内容を明確に示すものにより行うものとする。この場合において、案のほかに関係する資料等を併せて公表するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定により公表する案又は資料(以下「案等」という。)の情報が膨大なときは、 その概要及び情報のすべてを知り得る方法を公表するものとする。
- 3 案等の公表は、次に掲げる方法を活用し、町民が容易に入手できるようにするものとする。
  - (1) 実施機関の事務所での閲覧
  - (2) 広報しんかみごとうへの掲載
  - (3) 新上五島町ホームページへの掲載
  - (4) その他の適当と認める方法

### 【説明】

公表する案及び資料は、町民等がその内容を十分理解できるよう難解な表現を避け、分かりやすいものとします。また、論点などを明確にし、町民等が意見等を提出しやすくするとともに、適切な判断ができるよう関係する資料も併せて提供するものとします。

公表する案や資料の情報量が膨大で、町広報誌等だけで全てを提供できない場合は、その案や資料を備えている場所を知らせるものとします。

施策等の案等は、広く町民に周知することが必要なため町民等が閲覧できるように実施機関の事務所(各支所を含む)に備えつけるとともに広報しんかみごとうや町のホームページへ掲載するものとします。

#### (意見の提出期間及び方法)

- 第9条 意見の提出期間は、案等を公表した日からおおむね1箇月間とし、案等の公表時に 提出期限を明示するものとする。
- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法とするものとする。
- 3 意見を提出する者は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名とする。)等を記載するものとする。

### 【説明】

意見等の提出期限の「おおむね1箇月」は目安であり、実施機関は町民等が意見を提出するために必要な期間を十分考慮したうえ、公表する施策等の案の重要度、意思決定の期限などを勘案し適宜定めます。

意見等の提出方法は、意見等が文書又は、電子的記録として残るものに限り、口頭(電話等を含む。)により直接聴取する方法は採用しないこととします。

意見等の提出に係る責任の所在を明確にするとともに、意見等の内容を確認する可能性があるため、意見等提出町民等に下記の事項を明示してもらいます。

個人の場合 = 住所、氏名、電話番号

団体の場合 = 主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

### (意見の取扱)

- 第10条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、提出された意見が、 新上五島町町情報公開条例(平成16年8月1日条例第21号)第8条に規定する非公開 情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見に対する町の考え方
- (3) 計画等の案の修正を行った場合はその内容
- 3 前項に規定する公表は、原則として、第8条第3項に規定する方法によるものとする。

#### 【説明】

実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行いますが、提出された意見等を 必ず反映させるというものではなく、提出された意見等を十分考慮して意思決定を行うと いうことがパブリックコメントの主旨です。

パブリックコメントは、施策等の案について賛否を問うものではありませんので、賛否 の結論だけを示した意見等については、実施機関の考え方を示さない場合があります。

実施機関は、提出された意見について、実施機関としての考え方を取りまとめ、提出された意見を踏まえ、公表した案から修正を行った場合も、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。公表の方法については、施策等の案を公表する場合に準じて行うものとします。

意見等の公表、修正内容等の公表は計画決定の前に行うものとします。

意見は、原則として全て公表しますが、公開することにより個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあるもの又は公序良俗に反すると実施機関が判断した意見等は公開しないこととします。しかし、意見の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり、適当な表現に変えたりした上で、公表することとします。

意見の提出者の氏名その他個人情報は、原則として公開しないものとします。

### (実施状況の公開)

第11条 町長は、各年度において各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況(第5条の規定に基づきパブリックコメント手続を実施せずに策定した計画等の状況を含む。)を取りまとめ、公表するものとする。

### 【説明】

町長(まち課)は、パブリックコメントの適切な運用を期するため、定期的(年1回(当該年度を翌年度))に各実施機関における実施状況を取りまとめて公表するものとします。

# (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し、必要な事項は、 別に定める。

# 【説明】

今後の具体的な案件の運用を通じて、寄せられた町民等からの意見を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行っていきます。

附 則

この要綱は、平成19年 月 日から実施する。